

一般社団法人日本社会福祉学会 研究倫理委員会規程

2010年4月1日施行

2014年7月20日施行

(研究倫理委員会の設置)

第1条 一般社団法人日本社会福祉学会（以下「学会」という）は、「一般社団法人日本社会福祉学会 研究倫理指針(以下「倫理指針」という)に違反する行為に対処するために、理事会のもとに研究倫理委員会(以下「委員会」という)を設置する。

(趣旨)

第2条 この規程は、学会員の研究活動において、「倫理指針」に違反する行為があった場合の手続き等について定めるとともに、「倫理指針」の遵守を促し、違反行為を防止することを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において「対象会員」とは前項の会員のうち第7条に基づき申し立てられた会員をいう。

2 「倫理指針に違反する行為」(以下、「違反行為」という)とは、研究成果の作成・報告及び論文作成の過程における次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 研究成果の作成・報告及び論文作成(含む著作等)の過程におけるデータ、情報、調査結果等の捏造、改ざん及び盗用(※「倫理指針」第2-A(引用)-1及び第2-C(調査)-11の違反)
- (2) 上記第1号に準ずる違反行為(※「倫理指針」第2-F(二重投稿・多重投稿)-22の違反)
- (3) 前各号に掲げる違反行為の証拠隠滅又は調査妨害

(研究倫理委員会の構成)

第4条 委員会は次の委員(以下、「委員」という)をもって構成する。

- (1) 本学会会長(以下、「会長」という)の指名する委員長 1名
- (2) 委員長の指名する委員 若干名

2 委員の任期は2年とし、再任を認めない。

(研究倫理委員会の業務)

第5条 委員会は、第1条の目的及び「一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理指針」の目的を達成する。

ため、会長の諮問にもとづき次の業務を行う。

- (1) 「倫理指針」の改正に関する事項
- (2) 会員の倫理向上に向けた本学会研究担当理事への提言
- (3) 「違反行為」に関する調査及び報告書の作成
- (4) その他委員会が必要と認める業務

2 前項第3号に規定する調査を行うにあたっては、その都度、調査委員会を構成するものとする。

3 調査委員会の委員は委員長が指名する。なお必要に応じて、本調査に関わる臨時的調査委員を加えることができる。

(委員会の運営)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会に副委員長をおくことができる。副委員長は、委員長の指名による。

3 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ議事を開き、議決をすることができない。

4 議決にあたっては、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。ただし、可否同数のときは、委

員長の決するところによる。

5 欠席する場合、出席する委員に委任することができる。

(違反する行為の疑いの申し立て)

第7条 違反行為を発見した者、又は違反行為の疑いがあると認めた者は、原則として顕名による申し立て(別紙様式第1)を学会事務局に提出して申し立てを行うことができる。

2 会長は、申し立てがあった場合には、第5条第1項3号にもとづき、すみやかに委員会に対し、調査を諮問しなければならない。

3 匿名による申し立てがあった場合の取り扱いは、会長の判断に委ねる。

(守秘義務)

第8条 委員会の委員は、「違反行為」の調査の中で知り得た秘密は、これを他に漏らしてはならない。

(不服申し立て)

第9条 「違反行為」と認定された対象会員は、あらかじめ委員会が定めた期間内に、委員会に不服申し立てを行うことができる。

(申し立て者の保護)

第10条 申し立て者に対しては、申し立てを理由として不利益を受けないよう、十分な配慮を行う。

2 悪意により虚偽の申し立てを行った者に対しては、本学会は適切な措置をとるとともに、氏名を公表するものとする。

(規程の変更)

第11条 この規程の変更するときは、理事会の決議を経なければならない。

附則

1 この規程は、2010年4月1日から施行する。

2 この規程は、2008年1月1日に制定された「日本社会福祉学会研究倫理委員会規程」を引き継ぐものである。

3 この規程は、2014年7月20日から施行する。